

公益社団法人 鹿児島県畜産協会 定款

公益社団法人 鹿児島県畜産協会

改正： 平成 24 年 3 月 28 日 平成 23 年度第 1 回臨時総会

施行： 平成 25 年 4 月 1 日 公益社団法人としての設立登記日

施行： 令和 8 年 6 月 30 日 令和 8 年度定時総会

公益社団法人 鹿児島県畜産協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人 鹿児島県畜産協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農業者等の畜産経営に係る事業を行い、畜産の振興と畜産物の安定供給に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家畜及び畜産物の生産性、産肉能力など、性能等に関する検査・検定
- (2) 畜産に係る関係者の専門的知識・技能等の向上及び体験活動等を通じての畜産に関する理解醸成
- (3) 畜産事業に必要な資源や情報等についての調査・資料収集等及びその分析結果の畜産経営への活用
- (4) 畜産事業に係る諸問題への相談・助言・指導等の活動
- (5) 応募・選考を経て国等の補助事業等（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）等）を実施することにより、畜産経営体の健全な発展による地域社会の活性化
- (6) 応募・選考を経て国等の補助事業等を実施することにより、国民生活に不可欠な畜産物の安定供給
- (7) 家畜の伝染性疾病の予防措置・予防接種及び畜舎の消毒等に関する生産衛生指導及び検査等
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、鹿児島県において行うものとする。

3 第1項に定める事業に係る業務規程等の制定又は変更は、理事会の議決を経て、知事又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認を得なければならない。ただし、国等の制度変更に伴い業務規程等を変更する場合で、理事会が成立しないとき又は理事会を招集できないときは、知事又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認を得て業務規程等の制定又は変更をすることができる。この場合、会長は、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、正会員と賛助会員の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的又は事業に賛同して入会した団体、市町村及び鹿児島県

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする団体は、別に定める入会申込書に次の書類を添えて申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 定款若しくは寄付行為又はこれに代わるべき規程

- (2) 代表者の氏名及び所在地を記載した書面
- (3) その他この法人が必要と認めた書類
- 2 前項の承認があったときは、当該申込みをした団体に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったときは、この法人に遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(会費)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年度総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 会員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合には、この法人は、その総会の開催の日の10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が解散したとき

(会費の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は、第8条から第10条に該当する場合においてもこれを返還しない。

(寄託金)

第12条 この法人は、特に必要があると認めるときは、会員又は会員になろうとする者から、寄託金を受け入れることができる。

- 2 前項の規定による寄託金の払込みについては、相殺をもってこの法人に対抗することはできない。
- 3 この法人は、会員が退社し、払戻しの請求があったときは、寄託金を返還するものとする。
- 4 この法人は、退社した会員がこの法人に対して支払うべき債務があるときは、前項の規定により返還すべき額と相殺することができる。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) 会費の額及びその徴収方法の承認
- (9) 事業計画及び収支予算書の承認
- (10) 借入金の最高限度額の決定
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及び理事会で必要と認めた事項

(開催)

第 15 条 総会は定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人と

して議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員又は理事の中から選任された 2 人以上の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

第 22 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12 名以上 16 名以内

(2) 監事 2 名以上 4 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を専務理事とし、会長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3 会長及び専務理事以外の理事のうち、2 名以内を常務理事とし、常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 本会に、会計監査人を置くことができる。

(役員及び会計監査人の選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員である団体の役職員のうちから選任する。ただし、理事のうち 1 名以上及び監事のうち 1 名以上を正会員以外から別途選任し、それぞれを「外部理事」「外部監事」と称する。

2 会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 この法人の監事には、この法人の理事及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

6 会計監査人は、公認会計士又は監査法人のうちから、総会の決議によって選任する。

7 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を統括する。

3 専務理事は、会長を補佐し、事務局を統轄して業務を処理するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の

職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。また、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する職務を負う。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(会計監査人の職務及び権限)

第 27 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(役員及び会計監査人の任期)

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員及び会計監査人の報酬)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用（旅費交通費等）の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会において定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。
- 4 会計監査人に対する報酬等は監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第39条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第32条 この法人は、役員及び会計監査人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(顧問)

- 第33条 この法人に、任意の機関として、学識経験者のうちから1名以上2名以下の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 4 顧問の報酬は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第34条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
 - 3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(権限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 諸規程の制定又は改廃
 - (3) 前2号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - (6) 顧問の選任及び解任
 - (7) その他理事会において必要と認めた事項

(招集)

- 第36条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会の招集は、開催日の一週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に通知する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 39 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか理事会運営規則による。

(審議会等)

第 40 条 この法人に事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、審議会その他の諮問機関（以下この条において「審議会等」という。）を置くことができる。

2 審議会等は、会長の諮問に応じ、畜産に係る専門的な事項等を審議答申する。

3 審議会等の委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

4 審議会等に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 44 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは鹿児島県に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 48 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人の目的と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは鹿児島県に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、鹿児島県において発行する南日本新聞に掲載する方法による。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 50 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この定款は、令和8年6月30日から施行する。